

東かがわ市告示第16号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項及び同法施行令（昭和34年政令第147号）第4条の規定により、東かがわ市公共下水道事業計画の変更認可を申請するので、同法施行令第3条の規定に基づき、当該公共下水道事業計画（案）を縦覧に供する。

なお、この案について、東かがわ市の住民及び利害関係人は、縦覧期間完了の日までに公共下水道管理者に意見を申し出ることができる。

令和6年3月1日

東かがわ市長 上村 一郎

記

- 1 東かがわ市公共下水道事業計画（案）
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 工事着手年月日 昭和53年3月9日
工事完成予定年月日 令和13年3月31日
- 3 縦覧場所
東かがわ市事業部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和6年3月1日から令和6年3月15日まで
- 5 縦覧期間
午前8時30分から午後5時15分まで